

新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付の実施について

沖縄振興開発金融公庫（理事長：川上 好久）は、新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方の経営の安定を図るため、令和2年2月21日から衛生環境激変特別貸付を実施します。

当公庫では、令和2年1月27日に「新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口」を設置しております。引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生により、影響を受ける事業者の皆様に対し、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する 旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業 を営む方 (1)最近1カ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2)中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
ご融資限度額	別枠1,000万円以内 (旅館業を営む方は、別枠3,000万円以内)
ご返済期間	7年以内
据置期間	2年以内
利率	基準利率。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率③
お取扱期間	令和2年8月31日(月)まで
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」(注)のほか、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

(注) 沖縄公庫本・支店、生活衛生同業組合及び沖縄県生活衛生営業指導センターにて配布する予定ですので、お問い合わせください。

記事に関するお問い合わせ



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

業務統括部業務企画課
TEL: 098-941-1740